

平成15年第2回瑞穂市議会定例会会議録(第2号)

平成15年9月18日(木)午前9時開議

議事日程

- 日程第1 議案第23号 岐阜県市町村職員退職手当組合への加入について
- 日程第2 議案第24号 瑞穂市個人情報保護条例について
- 日程第3 議案第25号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第26号 平成14年度穂積町水道事業会計決算の認定について
- 日程第5 議案第27号 平成14年度巣南町水道事業会計決算の認定について
- 日程第6 議案第28号 平成15年度穂積町水道事業会計決算の認定について
- 日程第7 議案第29号 平成15年度巣南町水道事業会計決算の認定について
- 日程第8 議案第30号 平成15年度瑞穂市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第31号 平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第32号 平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第33号 市道路線の認定及び廃止について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	桜木 ゆう子	2番	新井 正信
3番	岡田 均	4番	吉村 武弘
5番	太田 定敏	6番	日高 清
7番	小川 勝範	8番	小寺 徹
9番	藤橋 禮治	10番	山本 訓男
11番	広瀬 捨男	12番	清水 貞夫
13番	加藤 茂晃	14番	星川 睦枝
15番	棚瀬 悦宏	16番	武藤 善照
17番	日比野 昇	18番	土屋 勝義
19番	澤井 幸一	20番	辻 文雄
21番	松野 義和	22番	馬淵 金雄
23番	西岡 一成	24番	松野 周一
25番	西岡 妙子	26番	佐藤 多喜夫
27番	広瀬 正雄	29番	児玉 春一

30番 進藤末次
32番 吉本幸一

31番 松野武則

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（28番）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長 職務代理者	福野正
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
水道部長	松野光彦	調整監	今村章二

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は31名でございます。定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 議案第23号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第 1、議案第23号岐阜県市町村職員退職手当組合への加入についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 2 議案第24号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第 2、議案第24号瑞穂市個人情報保護条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、吉村君。

4 番（吉村武弘君） それでは質問をさせていただきます。

前回の市長選挙のときに、山田隆義候補が職員に対して、当選したら給与を上げてやるというような電話をかなりしてみえた。それで、いわゆる瑞穂市以外の職員にも電話をされていたということで、恐らく職員名簿を入手されておっただろうと思うんですが、瑞穂市には職員の名簿、それから各種団体の名簿、各種団体の役員の名簿等があると思いますが、来年 4 月には市議会議員の選挙もでございます。それで、そういう名簿が選挙に使われるということは、目的外の使用ということになると思うんです。その辺のところ、そういったことが起きた場合に、それは今回出されている個人情報保護条例に違反するのかどうかということをお尋ねしたいです。よろしくをお願いします。

議長（吉本幸一君） 調整監 今村さん。

調整監（今村章二君） ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

職員の名簿、あるいは団体関係の名簿等、要は氏名、住所、電話番号、その他が記載をされておるといことになると思いますが、もともとの考え方でいいますと、個人情報ではありませんが、もし請求をすれば情報公開条例での請求ということがあり得るかなと。ただ、情報公開条例は個人に関する情報は開示をしないということになっておりますので、その辺の取り扱いは大変微妙な点があるというふうに考えております。

万が一、表へ出た場合、どうなるかという点については、その情報そのものが公にされておる、広くといいますか、他へ出ていっておるといことについて支障がない、問題がないということであるのか、あるいはそもそも情報公開条例上の個人情報ということで開示ができないということであると、それがもし出ていっておるといことであると、それがどういう形で行われたのかどうかというところの確認といいますか、経過を確認するということも出てこようかと思っておりますので、その辺のところを見きわめた上でないと、一概にどうするかという結論には至らないというふうに考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、吉村君。

4番（吉村武弘君） それで、いわゆる情報公開をしてとったものかどうかというようなことと、それから一概には非常に難しいということではありますが、特に気をつけていただきたいのは、職員から流出するということですね。恐らくもう4月の市議会議員の選挙にはそういう名簿等の収集というのが盛んにされる可能性がありますし、過去に流出している分、この前の市長選挙なんかにも多分出ているだろうと思っておりますが、そういう分についても、今後、不正な使用の方法をされるということは非常に問題であると思っておりますので、行政の側も職員からの流出というものを特に気をつけていただくようお願いをしていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 続きまして、23番 西岡一成君。

23番（西岡一成君） まず第1は、この瑞穂市個人情報保護条例については、どこの部署でどの程度検討されたのか、お答えをいただきたいと思っております。

第2点目は、情報公開条例との整合性に係る問題でありますけれども、それとの突き合わせはどの程度やったのか、これを教えていただきたいと思っております。

とりわけ情報公開条例につきましては、旧穂積町のときには、弁護士の先生を2人来ていただいて、そこで議会としての勉強会もやったんですね。今回は全くそういうことがなされていない。ですから、内容的にも、後で申し上げますけれども、極めて性急に過ぎまして不備な点が多いというふうに思っておりますけれども、大事な条例でありますから、議会にも事前に諮って、そこで勉強会をやって、個人情報保護条例とはいかなるものか、そして情報公開条例との関係はどうあるべきか、こういう点についてじっくり腹に入るまで勉強を深めていく、こう

ということが必要ではなかったかと思うわけでありますけれども、その点についてもお聞きをしておきたいと思います。

さて、情報公開条例のとの整合性の問題について、一、二例を挙げてお聞きをしておきたいと思います。

例えば、市長はさきの16日の勉強会の折に、実施機関は市長部局だけと。農業委員会や教育委員会などは、まだ了承をもらっていないので、了解を得てから逐次拡大をしていきたい、このように申されております。ちなみに、情報公開条例を今見てみましたら、実施機関については、情報公開条例の方では市長のほか、議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員ということで明確に規定をされております。そうなりますと、情報公開条例の方の実施機関は今言った内容だけれども、逆にこの個人情報保護条例の実施機関は市長部局だけ、こういうことでもいいのか。これからおいおい不備な点については拡大をしていく、こうおっしゃるんだけれども、提出段階で、実施機関においてそれだけの違いがある。

そして、仮に市長は五十歩譲ったとしても、第4章の雑則のところ、出資法人の個人情報保護というところは第43条にありますけれども、ここでは明確にこう規定されております。

「市が出資している法人で規則で定めるものは、この条例の趣旨に即して、当該法人の有する個人情報の保護に関し、必要な措置を講じるよう努めるものとする」と、こういう規定があるんですね。そうすると、先ほど申し上げた松野市長の答弁からすると、じゃあ出資法人については了解を得ているからこういう努力規定をやったんですかと、こういうふうに聞かざるを得なくなるんですね。やったんですか、それは。それをお答えいただきたいと思います。

それから今の情報公開条例との整合性の問題でもう一つ言っておきますと、第7条で利用及び提供の制限というのがあります。この中で1項の1号から6号までありまして、「前各号に掲げるもののほか、個人情報を利用し、又は提供することに公益上の必要その他相当な理由がある場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」ということが6号にあるわけなんですけれども、これも情報公開条例との整合性の問題で、情報公開条例の場合には非公開とすることができる、そういう事項に該当しないというふうに認められるときには情報公開をするというふうな内容の規定があるわけなんですけれども、だとするならば、この利用及び提供の制限の欄にそういう情報公開条例との整合性で、1項きちっと明記をしておく必要があるのではないかというふうに思いますけれども、いかがなものかと思います。

いろいろあるんですが、時間もありませんので、あとは第15条の1項の8号のところ「個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」ということについては、ちょっと待ってくださいよと、こういうことなんですけれども、そもそも自己の

個人情報の開示をみずからが行うときに、みずからが納得をして開示請求をすることに対して、他人が個人の評価、または将来の同種の個人の評価等に著しい支障を及ぼすおそれ云々をすること自体はいかなものかというふうに思うんですけれども、その点についても見解を明らかにしていただきたいと思います。

それから19条で、これは新井議員が勉強会の折にも申されておりましたけれども、この第19条の2項のところでは、「開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない」、こうありますけれども、これは今聞いておきますけれども、施行規則の中で明確にそれが何であるのか。例えば免許証であるとか、戸籍謄本であるとか、あるいは健康保険の被保険者証であるとか、あるいはまた委任状だとか、そういうことはこの施行規則は一体どうなっておるんでしょうか、それもあわせてお聞きをしておきたいと思います。

それから情報の開示請求について、訂正の請求とかはあるんですけれども、この目的外利用等の要するに中止請求、こういう規定が含まれておりません。ですから、ここで第7条の利用及び提供の制限の実効性を担保していくというふうな観点から考えてみれば、この目的外利用等の中止請求という条項についても1項起こしておく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、情報公開審査会というのがございますけれども、このほかにいろんなところの個人情報保護条例を見ますと、情報の保護の審議会というのがまた別にあるんですね。いろんな個人情報についての提言を行ったりする、幅広い市民の参加も得るような構成で組織する会ですけれども、こういう個人情報保護審査会とは別に保護の審議会というものもつくって、官僚的な運営に対するチェックシステムをつくっていくということも必要ではないかというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょう。

それから、これも新井議員が勉強会のときにおっしゃってございましたけれども、こういう違反をした者に対する罰則規定、これも調べてみましたけれども、やはり例えば、とにかくインターネットで見ただけならば、この保護条例は全国でもいっぱいありますから、とてもじゃないけれども全部見切れないんですが、狛江市の個人情報保護条例をちょっとのう打ち出してみたんですが、それを見ますと、ちゃんと罰則規定が規定として明文化されております。例えば、次のいずれかに該当する者は1年以下の懲役または3万円以下の罰金に処するというところで、個人の秘密を漏らした者、先ほど吉村議員も言っておりましたけれども、それぞれの関連でいえば、もちろん職員名簿がマル秘のものか、みんなに見せるのが当たり前のものかの判断はあると思いますが、いずれにしても個人の秘密を漏らした者というものについては、今申し上げた1年以下の懲役または3万円以下の罰金に処するという明確に罰則規定が書いてござい

ます。そういう意味において、この罰則規定もきちっと規定をしていくというふうなことも大事ではないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

まだいろいろありますけれども、いずれにいたしましても、もっともっと時間をかけて煮詰めていかなければならない論点が数多くある。そういう中で、極めて情報公開条例との整合性もないまま定義をされているということについてはいかがなものかというふうに思っておりますので、よろしく答弁をいただきたいと思います。

議長（吉本幸一君） 今村調整監。

調整監（今村章二君） ただいまの御質問について、順番にお答えをしたいと思います。

最初の、どこの部署でどの程度検討したのかというお話でございましたが、私の立場で、市長公室の調整監ということでございますが、あわせて総務部総務課の方を含めて連携を保ちながら、先ほどお話もございましたが、情報公開条例の関係もございますので、連携をしながら詰めていったという経過でございますが、御案内のとおり、情報公開条例もそうでございますが、個人情報保護条例においても、いわゆる国・県から準則等の提示というものはございませんので、要は地方公共団体がそれぞれ自立的に策定をするということであろうかとは思いますが、先ほどお話にもございました瑞穂市の情報公開条例との整合性の確保ということもでございます。現実には県の条例、あるいは他の市町村の条例等も参考にしながら策定の案の検討を進めたといういきさつでございます。それで、情報公開条例を議会にお諮りをされたときのプロセスのお話もございましたが、私どもの方の立場としては、本日の審議、あるいは今後の議会の中でもしかるべき御審議の機会の中で十分御検討をいただければというふうに考えております。

それで実施機関の考え方、情報公開条例との関係での御質問がございましたが、その点については、まずは市長部局から進めてまいりたいという考え方でありまして、出資法人についての適用との関係はどうかという点については、まずは条例上の規定整備は行っておきまして、具体的な出資法人のどこそこについては規則の方にゆだねておりますので、その規則の制定までにそういう関係団体との調整等も念頭に置いていきたいというふうに思っております。

それから具体的なところで、条例案の7条の6号の関係の御質問があったように思いますが、基本的には情報公開の制度の中で公開がなされるものは、その手続によって公開がされるということでありまして、個人情報保護の観点での個人情報保護条例における開示で、7条については利用及び提供関係でございますが、必要な範囲で規定としては設けたというふうに御理解をいただきたいと思っております。

それから15条の8号、個人の評価等に関する情報の関係であります。大変具体的な案件にあっては微妙な部分が出てこようかというふうにも考えられるわけでありまして、必ずしも自己情報だからいいのではないかと、そういうこともあるかとは思いますが、そうでない微妙な

判断もあり得ると思われまゝ。そういった場合には、審査会の方の御意見を伺うというようなことも含めて、専門家の御意見を伺うというようなことも含めて、この条項に限らず慎重に判断をしていきたいという考え方でありまゝ。

それから19条の第2項の関係でありまゝが、いわゆる本人確認の関係でありまゝすけれども、この点については、議員御指摘のとおり、規則の中で今後検討してまいるといふことでありまゝすが、例えば運転免許証ですとか、あるいはパスポートでありまゝすとか、健康保険証等々、確実に確認ができるものを規則の中で定めてまいりたいと、こゝういふ考え方でありまゝす。

それから、いわゆる情報の利用とその中止の請求に関する規定がないと、こゝういふお話でありまゝす。それで、この点については、今回、国の個人情報保護法、あるいは行政機関の個人情報保護法の中では中止の請求に関する規定は設けられておりまゝす。その部分の施行は2年以内といふことではあるんでありまゝすが、規定としては整備をされておる。それで、提出をいたしましした条例の中におきましては、30条の中で是正の申し出といふ規定を設けておりまゝす。これは請求権といふことではありまゝせんが、見られまゝすとおり、条例の規定に違反してあるといふふうになりまゝると、例えば収集の制限に違反してあると、あるいは目的外の利用、あるいは目的外の利用等の規定に違反をしてあると認められる場合は、何びとでも是正の申し出を申し出ることができるといふ規定を設けておりまゝす。したがって、当面はこの案に沿いましした条例の中で運営を図りながら、今後の検討課題といふふうになりまゝす整理をしていきたいと考へておりまゝす。

それから個人情報保護審査会以外に審議会、幅広く検討できる機関を配置してはどうかといふことでありまゝすが、33条の審議会に関する基本条項でありまゝす。諮問に応じて調査審議するといふことが第1項でありまゝすが、第2項の方で、それ以外に重要事項の審議、そして実施機関への意見具申といふことでありまゝすので、こゝういふ規定、事務の範疇が定められておりまゝすので、こゝういふ中で、幅広く個人情報保護の制度のあり方等も含めて御意見が伺えるのではないかといふふうになりまゝす。

それから、最後の罰則規定の関係でありまゝす。条例案では、罰則の規定は設けておりまゝせん。ただ、条例案の10条のところでは、実施機関の職員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、あるいは不当な目的の使用はならないと、こゝういふ規定を設けてありまゝす。こゝで言う職員は、地方公務員法上の一般職も特別職も含んだ規定でありまゝす。

そもそも地方公務員法の34条におきまして秘密の保持、守秘義務に関する規定があり、それについては地公法の中で罰則がありまゝす。それで、一般職の職員について考へてみまゝすと、条例案の10条に違反をする行為で、地方公務員法の守秘義務違反であるといふことであれば、罰則を課せられる場合があるといふことになりまゝすが、地公法の34条、守秘義務違反には当たらない場合であっても、条例案の10条の違反があるとすれば、それは地方公務員法の32条とい

うところに法令等の遵守義務、この場合の法令等というのは地方公共団体の条例も規則も含むということでありますので、この地公法の32条の抵触ということで、その場合には地方公務員法の29条で懲戒処分、罰則ではないんですが、懲戒処分の規定がございます。そういうところで処分をされる場合もあるということに相なるわけであります。それで、当面はそういった整理の中で運用を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、西岡君。

23番（西岡一成君） 自席でお願いをいたします。

いろいろ御答弁をいただいたんですけども、私が申し上げたように、今の答弁を受けても、なおかつ議論を深めていかなければならない論点というものが多数存在をしております。そして、それを練り上げていくための時間としては、今回の定例議会で突然上程をされて、本日の総括質疑、それから委員会質疑を経て最終的に決定をしていくと、これだけの時間しかないんですね。それは先ほど申し上げたとおり、情報公開条例の制定については、旧穂積町議会では、率直に個人的感想を申し上げましても、本当に議員も執行部も含めてよく勉強されて、いろいろな見解の違いはあったものの、その学習の過程で一人ひとりがそれなりに腹に入れることができたのではないかというふうに思っておるんですね。そういう観点からするならば、今回の提起というものは、全く突然と。要するに住基ネットの第2次稼働の後を追うような形で、情報公開条例との整合性がきちんとなされないまま見切り発車をしたというふうな状況。その不備な点を今後の検討課題として埋めていくという言葉で取り繕うというふうなことではないのか。だからこそ、そういうふうな運営の方法を含めて、先ほど申し上げましたような個人情報保護審議会というような形で、その構成メンバーも、市民の参加とか学識経験者とか、あるいは職員だとか、非常に多様な形でチェックをしていく、そういう二重のシステムをやっばりつくっていくということが必要ではないのかということをお願いをしております。

答弁はもうよろしいですので、こんな見切り発車で早急に走っていかれては、後で各議論が煮詰まらないということで、他の行政においても、一事が万事こういう手法でやられるんでは民意が反映しない。そういうことを肝に銘じておいていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（吉本幸一君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺議員。

8番（小寺 徹君） 瑞穂市個人情報保護条例について質問をいたします。

まず第1点目は、実施機関である瑞穂市がこの条例に適用する個人情報を収集しておるんですが、その個人情報はどのような情報を収集しておるのか、ちょっと教えてほしいと思います。

2点目であります。この保護条例は、保護をするという大前提になっておるわけですが、しかし、この条例では、第7条で保護を除外する、そういう規定が何項目かにわたって載っているわけでありまして。なぜこういう条項が入ったかということが肝心だと思いますので、ちょっと立ち入って質問したいと思います。

1号は、本人が了承しておるということですからいい。それから4号も出版報道で公表されている、そういう点ではいいと思うんですが、第2号で、法令の定めるときには要するにこの限りでないということですが、今具体的にどのような法令があって、この条例が除外をされるのか、二、三の法令と具体例をお願いしたいと思います。

3点目は、個人の生命、身体、または財産の保護のために緊急かつやむを得ないと認められるときには要するに除外ということになっておりますが、これはどのような状況になったときにこういうことがされるのか、ちょっと私イメージとして出てきませんので、具体例としてどのようなときにこういうことが発生をするのか、教えてほしいと思います。

5号、6号ですけれども、ここの中で本人の権利・利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときは要するに除外をするという、これは2号の最後の方についておりますね。この本人の権利・利益を不当に侵害されるおそれがないと認められるということは、だれが何を根拠にこういう認定をするのかを質問したいと思います。

最後に大きい4点目に入りますが、13条で情報機器の結合という項で、住基ネットとの連結・結合のことを指しておると思いますが、この住基ネットによって個人の権利・利益が不当に侵害されるおそれが発生をした場合に、その機器の切断をするということができるよう規定等が今、瑞穂市の住基ネットの規定の中にあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

最後5点目ですが、44条で実施状況の公表ということになっておりますが、条例では、市長が1回実施状況の公表をするということになっておりますけれども、各住民個人が自分の情報がどのように開示されているか、そういうことを知りたいということが発生した場合、その開示状況を求めれば公表すると、そういうことにこの条項の中からはなるのかどうか。また、そういう適用がされなければ、そういう条項を設ける必要があると思いますが、どのようなお考えを持ってみえるか、お尋ねをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（吉本幸一君） はい、今村調整監。

調整監（今村章二君） ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

それで、ちょっと申し上げたいと思いますのは、この条例の全体的な仕組みなんですけれども、基本的に個人情報保護のためのルールを定める。それは、行政機関がその収集をする、保管をする、利用する、提供する、一連の流れがございまして、そのところの基本的なあり方を定める。そういうことで収集の制限とか、あるいは目的外の利用・提供の制限等の規定がござい

ます。それに沿って行政としては取り扱っていくというのが基本であります。それで、あわせて先ほどの質問にもございましたが、個人の方の側に開示の請求権、あるいは訂正請求といったものを認めていく。一般住民の側から自分たちの情報の取り扱いについて知るすべ、あるいは違っている場合は直す、そういう道をきちんと確保するということでもあります。

ですから、質問にちょっと入っていくんですけども、個人情報の収集というふうに定義をつけておりますが、これにはもう少し具体的に言えば、各種の例えば申請書とか届け出書などで行政に提出をされる情報もありましょうし、行政の方でいわば能動的に収集をする情報もありましょうし、さまざまな形で行政の方として、必要な範囲でということですが、収集・集積をされるいろんな形で集められる情報があるということでありまして、ちょっと一概には言えないのではないかとこのように考えております。

それで、7条の御質問がございましたが、利用・提供の関係で除外の規定が設けられている。なぜこういうものが設けられておるかというお話でございましたが、これは本人の同意なり法令等の定めということを基本にしながら、場合によっては職務の必要上、あるいは公益上の必要性、妥当性が認められるという場合が当然ございますので、そういう場合には、この1から6号まで列記をされておるわけですが、そういう範疇の中で目的外の利用なり、提供を認めていくという考え方でございます。

それで7条の2号ですが、法令等の定めについて具体的にはというちょっとお断りがございましたが、ちょっと今具体的には手元に持ち合わせていないので恐縮であります。別途法律なり条令なりで情報の提供について定めがある場合がございますので、そういう場合に対処するための規定ということでございます。

それで、同じく7条の中で、5号、6号の方に出てまいります。本人の権利・利益を侵害するおそれがないというところの考え方ではありますが、これは一義的には執行機関、本条例の場合は実施機関は市長ということでもあります。市長が最終的に判断をする。そういう中で、不当に侵害するおそれのない、あるいは公益上の必要その他相当な理由があるという判断が必要になるわけでもあります。

ただ、それについては12条の方に登録簿という規定を設けておりますが、ここでそもそも市の保有する個人情報の取扱事務については基本的にすべて網羅をして、登録簿という形で備える、一般の閲覧に供する。この登録簿の中には、事務の名称、どこでやっておるか、目的、根拠、あるいは対象者の範囲、何が記録されておるか、外部提供があるのかないのか等々記載をして閲覧に供することとしてございます。したがって、まずはこの登録簿で、一般住民の方からいたしましたら確認をしていただく。その上で疑問等がございましたら、まさにこの開示請求の規定を使いまして、具体的にどういうふうにその個人情報が記載をされておるか確認をしていただく。さらには、誤りがあれば訂正請求をする。あるいは、先ほどちょっと申しました

是正の申し出という手段で取り扱いの是正を求めるといった形で、制度としては考えられておるところでございます。

それから第13条のオンライン結合の関係については、法令等の規定に基づく場合は例外的にオンライン結合を認めるという整理であります。機器切断といったことは瑞穂市の中でできるような形で準備をされておるかどうかという点であります。法令に従って結合しておる場合には、基本的に結合を切るということは通常想定されませんので、一般的に言えば、特別の個別の規定というものはちょっとないように思います。あくまでも法令の中でのオンライン結合というとらえ方になろうかと思えます。

それで、実施状況の公表の御質問が44条の関係でございましたが、これはあくまでも、いわば平成15年度、16年度であれば、何件請求があり、何件開示をし、あるいは是正の申し出が何件ありと、こういった形で、その全体的な状況を数字でとらえたものというふうに御理解をいただきたいと思えます。したがって、先ほど申し上げましたとおり、個人のところでの疑問なり、どうなっているのかと、こういった部分については、開示請求なり、それ以外の所要の規定の中で取り扱われていくということでございます。以上でございます。

8番（小寺 徹君） 今のこの実施機関がどのような個人情報を収集しているかということについては具体的に答弁がなかったんですが、要するにこれから準備段階で、12条に基づいてずっと整理をしてはつきりしてくるということで理解をしていいのかどうか。ちょっと今はまだざっとばらばらにいろいろあるもので、こういう条項に基づいて、そういう収集状況の一覧表等をつくるということで理解していいのかどうか、お尋ねしたいと思えます。

それから7条の関係でありますけれども、法令で定めるやつはちょっとまた後でわかたら報告をお願いしたいんですが、5号、6号で、要するに本人の権利・利益に不当な侵害のおそれのないことを認めるということ。これはだれがということ、市長がということあります。何を根拠にということも、非常に重要なわけですね。要するに市長に権限がゆだねられておるものですから、要するに市長は万能でないですから、ひょっとしていかんものを公表しちゃうというようなことがあるかもしれませんし、そこら辺の基準チェックをどうしていくのかということが私は必要ではないかなという気がするんですが、その辺、市長はどう考えてみえるか、ちょっと市長にお伺いをしたいんですが。どのようなふうに、さあこれはと言われると判断されるわけですから、そこら辺はどのように考えてみえるかお尋ねしたいと思えます。以上です。

調整監（今村章二君） ただいまの御質問であります。お尋ねのとおりいろんな形で行政は情報の収集を行っておりますので、これこれに関する事務、これこれに関する事務という事務ごとに登録簿を作成してまいりまして、最終的には閲覧に供するという形にしておりますので、そういう形で整理をされていくというふうに御理解をいただければと思えます。

それから御懸念の個人の権利・利益を侵害するおそれがあるかどうかということにつきま

しては、それぞれいろいろなケースがあり得るわけですが、実務的には例えば今後手引き等の基準等を作成していくということも想定されるわけですが、そういう中で、ある程度例えばこういう場合というような場合分け、類型を上げていくということも考えられるように思います。あとはそのケース・ケースで、いわば合理的、あるいは社会通念上妥当かどうかと、こういった判断の積み重ねで部局としての整理をし、市としての考え方を定めていくと、こういうことではないかなというふうに考えております。以上です。

議長（吉本幸一君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の公益上で本人に支障がないかどうかという御質問ですけど、この中で、5号はまだ実施機関の内部で情報を利用し合うわけです。例えばこれは私の自分の思いで推定ですけれども、保育所の保育料を決めるときに所得も一つの基準になっていますけれども、その所得をどこでとらえるかと。本人に一人ひとり聞くというのも大変だということになれば、税務課が持っている資料を使うということになります。そういうようなのもあると思いますけれども、それが個人情報を税務からそちらへ漏らしたということになりますと非常に議論が出てくるところでございますが、そのあたりはむしろ内部での利用ですので、それなりに外部に対しては保護されていると思いますので、私はその辺をしっかりと押さえながら利用するということはいいんじゃないかと、こんなふうに思います。

ただ、6号の場合に、結局、提供する先ですね、この辺も問題があると思います。それからもう一つは、個人情報の中でも一般常識的に、例えば住所、氏名とか、一般的にそう、失礼な言い方なんですけれども、それが漏れたからどうということがないような程度のものもありますし、例えば個人の財産に関するとか、あるいは姻戚関係とかそういうことに関する問題とか、これはどうかなという事項もあるかと思えます。だから、要するに問題は提供する情報の種類、それから提供先、それによって一つ一つの情報に対していく判断が変わるんじゃないかと思えますけれども、私は最後の一つの決め手は、これはどうかなと疑問に思ったときは、逆に言うと、その情報に直接関係のある方に一遍御意見を承りながら措置していくのがいいんじゃないかと。要するにこの1号へ戻っていくというステップを踏んでいく必要があるんじゃないかなと、こんなふうに思います。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺議員。

8番（小寺 徹君） 最後にこの条例案の取り扱いですけれども、先ほど西岡議員の発言では、いろいろまだ問題があって論議が不十分だという御指摘がありましたし、私もまだそういう時点だと思います。先ほど全協の中では、市長は、これは準備の段階で、こういう条例が必要で、これで準備にかかりたいと。その過程の中でいろいろ議論があり、問題点があれば、3月までには逐次改正をすると、そういう態度表明もされております。そういう点で、私はそうい

うことでぜひ見直し、改正をしていくという態度を市長もってほしいと思いますし、そういうための議会での論議の手続もぜひひとつやってほしいと。やりながら完全なものにしていくと、そういう手順を踏んでほしいということを要望しまして質問を終わります。

議長（吉本幸一君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第25号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第3、議案第25号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 11番 広瀬捨男議員。

11番（広瀬捨男君） 今回の人事院勧告の職員給与の改定についての市長の考えはすばらしいと思います。4月から9月に支給された月給と手当の減額分は徴収しない。すなわち遡及はやらないということですが、市長にお尋ねをいたします。また今後、景気が回復して、人事院勧告が減額というようなことは望まないんですが、もしあったとすれば、市長としてはどのようなお考えか、お尋ねいたします。

議長（吉本幸一君） はい、松野市長。

市長（松野幸信君） いろんなことがありますけれども、基本的には職員、あるいは住民に対して不利になる問題については遡及したくない。いいことについては遡及できることはしていったらどうだろうかということが基本的な考え方として思っております。

議長（吉本幸一君） よろしいか。

11番（広瀬捨男君） それでは、助役さんにちょっとお尋ねするんですが、瑞穂市の助役さんでもあり、瑞穂市の出資法人である施設管理公社の理事長として、就業規則の御認識についてお尋ねをいたすわけでございます。

承るところによりますと、瑞穂市の施設管理公社は、去る6月12日、理事会において、公社職員の就業規則の一部が改正をされ、議決をされたと承っております。それで、さらに15年5月1日にさかのぼって施行されたようですが、公社職員の不利益遡及と思われませんが、その辺について、できれば労働基準法の90条を確認のため読み上げていただければありがたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

議長（吉本幸一君） はい、福野助役。

助役（福野寿英君） それでは、お答えいたします。

管理公社につきましては、私どもの新しい市の条例等、すべて新しく変えさせていただきましてと同じように、基本的にはそれに沿って変えたというものでございます。実際は、御指摘ございましたように、日にちは6月11日でしたか、理事会にもお諮り申し上げまして、そこで御理解をいただいているということでございます。ところが、御指摘のように、多少職員の中に通達がうまく渡っていないくて、本当の端の端までわからない部分もあったかということはどうも感じております。私もちょうどかわったばかりでございましたので、どの程度伝わっていたかということも確認はできていなかったんですけど、なったばかりでございましたので、もちろんそのことにつきましては、職員の皆様にも再度確認をするための御理解をいただくような打合せ等も行ってやってきたということでございます。また、改めて理事会につきましても、先般も開きまして、そのことも御説明申し上げて、職員の皆さんにも理解いただくように御説明を申し上げ、理事会でも了解をいただいたところでございます。

労働基準法というのは、今ちょっとここに持っておりませんが、労働基準法につきましても、基本的には規定の中においても特にそれでだめだという規定にはなっていないと思います。そして、私どもの規定でも内容的にはボーナスというような言い方をされておりますけれども、基本的には手当というような感じでございますが、それも規定の中では支払うことができるよという規定になっておるだけでございますので、そのことも十分御理解いただきたいというふうに思います。

議長（吉本幸一君） よろしいか。

11番（広瀬捨男君） 私もちょっとしたものを写してあるんですが、今お尋ねしたのは、論点がちょっとずれているところがあるかと思うんです。助役さんは理事長となられて日も浅かった等々あると思いますが、労働基準法の90条1項、2項にはもっと厳しいことも書いてあるんです。やはり労働者の代表する者、過半数の者の意見を聞くとか、そして理事会にかけるというのがルールだと思います。そういう点と、今、部内の云々ということをお尋ねしたんですが、地方公務員の臨時と、それからいわゆる施設管理公社、法人の関係とちょっと違いますね、御存じのように。片方は労働基準監督署ですから。その辺のところは、後でじゃなくて先に、事前に過半数の意見を聞いて、承るところによりまして、労働者がいない場合は全部文書でやりとりせよということも上部機関では言ってみえる方もあるわけですけども、規則的にちょっとずれているんじゃないかと思うんです。今の助役さんの考え方は、基本的なことをやらずに、時間がないというお断りがあったんですが、規則的にちょっと逆だと思うんです。その辺のところについてお尋ねします。

議長（吉本幸一君） 福野助役。

今25号の職員の給与の議案ですので、管理公社のお話はちょっと論外だと思いますので、よ

ろしく願います。

助役（福野寿英君） 議長の仰せでございますし、簡単にだけお答えします。

もちろんおっしゃるように、労働基準法に基づく労働の皆さんの御意見を聞いてということで、私、就任させていただいて以来もそのことを重視しておりますので、今現在も、規則を変えまして、労働の皆さんの意見を収集できるように主任制もと、そしてその職場からの意見も吸収できるように、その意見が十分反映できるようにということで、改めてきちっと整備をさせていただいて、今後もその辺について進めていきたいということで、労働基準法に合うように皆さんの意見を聞いていきたいというふうに思っております。

11番（広瀬捨男君） 実際そうすると変更することもあるというのか、あるいは上部機関でちょっと非公式に聞いてみたんですが、やはり就業規則の改正というものは合理的理由がなければならぬと。先ほど言いました組合がなければ、該当者全員に書面で云々だとか、労働者の保護を約束する既得権があるので、今後の採用者についてはいいが、現在の職員に対しては経過措置をとるべきでないかということ等々があるわけですが、その辺のところの考え方だけ。

そして、経過措置の17条の条文を、それに相当する分の、例えば暫定措置の明文化だとか、そういう調整給をするべきだという意見もありますが、その辺の考え方を最後で結構です。

議長（吉本幸一君） 再度申し上げますが、25号で職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案ですので、管理公社はちょっと外部団体だと思うんですが、その辺よろしく願います。どうでしょう。

〔発言する者あり〕

議長（吉本幸一君） 福野助役、簡単に。

助役（福野寿英君） 今、議長の御指摘のように、議題とちょっと外れていると思いますので、またその分についてはきちっと御説明をさせていただきたいと思います。よろしく願います。

議長（吉本幸一君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 吉村議員。

4番（吉村武弘君） 不利益の遡及はしないということで、施行日が10月1日ということになっております。それと、今回3本これまとめて、いわゆる職員の給与、それから特別職の給与、それから議員の報酬に関して一本にまとめて出されておりますが、先日の勉強会において、不利益の遡及をされない分はどれくらいだということをお聞きしましたら、約2,000万ほどだというお話だったんですけれども、それで、これ個々に分けていきますと、いわゆる職員の分、それから非常勤の特別職、常勤の特別職、それから議員の報酬、不利益の遡及されない分はそれぞれどれくらいあるんでしょうか、お尋ねいたします。

議長（吉本幸一君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

非常勤の特別職、そして常勤特別職、職員、おのおのそれぞれ幾らかということでございます。

まず非常勤特別職、議員さんの関係でございますけれども、お1人当たり4万 1,400円ということになります。それで、現在31名お見えになりますので 131万 1,000円になります。これは6月分の期末手当の0.15ヵ月分ですね。そして特別職でございますけれども、13万 6,275円になります。これは、助役さんはそのときは在籍でございませんで、お支払いしてございません。そして収入役さんもということでございます。ただ、収入役さんにつきましては、職員として期末手当を支払いしております。そして職員でございますけれども、期末手当の6ヵ月遡及しない分ということでございますけれども 1,539万 6,077円ということになります。そして給与の関係でございますけれども、本給分では 486万 5,000円ということございまして、あと管理職手当、扶養手当等を含めまして 587万 7,857円ということになります。合計でございますけれども、2,272万 1,209円という金額になります。以上でございます。

4番（吉村武弘君） ありがとうございます。

それで、今、議員の分は4万 1,400円掛ける31と言われましたですけれども、これは単純に31じゃなくて、委員長、それから議長、副議長と報酬が違いますので、多少違うんじゃないかなと思うんですけれども、それはよろしいですけれども、ここでじゃあ市長に一つお尋ねいたします。人事院勧告を10月1日から施行されると。不利益の遡及はしないということですが、もう半年延ばして来年の4月1日からやるというようなお考えはなかったのでしょうか、どうでしょうか。

市長（松野幸信君） 御指摘の点は、私ども、職員に対してはできるだけそれなりの処遇はしていきたいという思いではおりますけれども、やはり社会的な通念というものもあるわけでございます。そういう意味で、そのあたりの較差というものがはっきりとこういう形で発表されてきた時点では実施をさせていただくというか、職員にも辛抱してもらうということもやむを得ないんじゃないかなと、こんなふう考えております。

議長（吉本幸一君） ほかにございせんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 10時半まで休憩をいたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時31分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は31名でございます。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第26号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第4、議案第26号平成14年度穂積町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第27号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第5、議案第27号平成14年度巢南町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第28号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第6、議案第28号平成15年度穂積町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第29号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第7、議案第29号平成15年度巢南町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第30号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第8、議案第30号平成15年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺議員。

8番（小寺 徹君） 瑞穂市一般会計補正予算について質問をいたします。

全協の勉強会でも質問したんですが、穂積町土地開発公社清算完了書によりますと1,010万3,589円の差引残余金が出ております。これは瑞穂市へ帰属せしめるという報告になっております。これをどこへ計上したのかということについて質問したところ、平成15年度瑞穂市の当初の一般会計へ歳入として繰り入れたという答弁がありました。それで、当初予算で確認をしてみましたら、穂積町土地開発公社解散分配金として1,000万円の繰り入れがされておりました。残りの10万3,589円の残余金はどこへ繰り入れ計上されておるのか、お尋ねをいたします。

2点目、8ページの電算管理費が9,000万円計上されております。説明では、パソコンの買いかえに充てたいと。財源としては、合併支援金の約1億円の中から充てるという説明がございました。パソコンを何台買いかえる計画なのか。現在使っているパソコンが、今の仕事上、どのような支障を来しておって買いかえるのか。また、買いかえによって住民に対してどのようなサービスが向上するのか、その辺の考えをお尋ねしたいと思います。

3点目、10ページに空き缶回収機の借上料が計上されております。当初予算では借上料が1,300万円計上されておりますが、これは何台分の借上料で、1台の借上料は幾らなのか。また補正予算の876万円の借上料ですが、これは何台分の借上料で1台幾らになるのか。説明によりますと、巢南町にも3カ所、6台借り上げをしたいという説明がございました。また、穂積町内の回収機を見ますと、大分故障の回収機もありまして、稼動しないというのがありますが、そういう故障をしている期間中の借機料というのは、要するに利用されるのですから、1ヵ月なら12分の1借上料を差し引くというような形で精算をしてみえるのかどうか、そこら辺もわかっただらお聞きしたいと思ひますし、そういう点で非常に故障が多くてなかなか利用が不便だということも聞いておりますので、穂積町内の機械の買いかえはどういうふうに行なわれる計画なのかも含めてお尋ねをしたいと思ひます。以上であります。

議長（吉本幸一君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず土地開発公社の清算で、差額の10万 3,589円はどこへということでございますけれども、歳入で1,000万円予算化されております。これで10万 3,589円は、この1,000万円の上乗せして歳入に受け入れることができますので、別の箇所へ入れるとか、そういうことはございません。この1,000万円に対して1,010万 3,589円を歳入するというところでございます。

そして、一般会計予算書の8ページの9,000万円の機械器具費の備品購入費でございますけれども、予定をさせていただいておりますのがクライアント300台、パソコン300台を予定いたしております。そのほかの機器といたしまして、サーバーを4台とか、プリンターを19台というような計画をいたしております。

そして今使用しておるパソコンに支障があるかというような御指摘でございますけれども、かなり老朽化をしまいいまして、そしてリースの期間がちょうど切れるということで、今回ちょうどタイミングよく買いかえを行っていきたいという計画をいたしております。旧巢南町と旧穂積町、それぞれの職員が使用しておりましたものを持ち寄ってきたということで、中に入っておるソフト関係が若干異なっておるということでございます。その整合性をとるためにも、この機会にきちっと整備を行ってまいりたいというふうに考えております。

空き缶の関係でございますけれども、空き缶処理機の976万 2,000円の関係でございますけれども、現在11カ所で23台使用されております。今回、新たに3カ所で6台分、巢南地区の方へ据えつけるという計画をいたしております。

1台当たりの使用料については、今ちょっとデータを持っておりませんので、また改めて御返事をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、小寺君。

8番（小寺 徹君） 土地開発公社の残余金の問題ですけれども、10万 3,589円というのは、差額がはっきりしておるわけですから、当然この補正予算の中へその差額分を歳入として繰り入れる必要があるんじゃないかと思いますが、そういうことを何かできない支障があるのかどうか。その方がはっきりするし、お互いに議会の中でもチェックができるわけですね。そういう点で、そういうことをする必要があるんじゃないかと思いますが、何かそういうことをやらんでもいいような決まりがあるのか、事情があるのかどうかお尋ねをしたいと思います。以上です。

議長（吉本幸一君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 予算の仕組み上、その1,000万の金額が計上されておるから1,000万しかだめだということではございませんので、今の10万 3,589円上乗せして1,000プラスこの金額を歳入で受け入れても差し支えないという仕組みになっておりますので、そのような手

配をしたということでございます。ただ、調定をしておりますので、伝票ではきちっとした数字が上がってまいります。

議長（吉本幸一君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります

日程第9 議案第31号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第9、議案第31号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第32号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第10、議案第32号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 小寺君。

8番（小寺 徹君） 瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算について質問いたします。

歳入の雑収入に補正として1億2,000万円の旧町からの余剰金ということで繰り入れがされております。また、当初予算を見ますと800万円の旧町からの余剰金が計上されております。合わせて1億2,800万円の余剰金が旧町の老人保健事業特別会計から出たわけでありまして。その支出を見ますと、償還金ということで3,106万円の償還金に充てられておりますが、新しく発足した特別事業の中で、どこに借金されて、どこへ返されるのか、ちょっと納得がいきませんのでお尋ねをいたします。

さらに一般会計の繰出金ということで8,899万円計上されております。私は、この事業の性格からいって、これは一般会計へ繰り出しをするということになって、老人保健事業というのは国民健康保険の事業と一体でありますので、こういう余剰金が出た場合は、国民健康保険の基金へ繰り入れるというのが妥当ではないかなという気がしておりますが、なぜこの一般会

計へ入れられたのか、お尋ねをしたいと思います。以上です。

議長（吉本幸一君） 市民部長 松尾君。

市民部長（松尾治幸君） 小寺議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、歳入の1億2,005万2,000円の関係でございますが、これにつきましては平成14年度の穂積町・巢南町の老人保健特別会計の決算の関係で、歳計剰余金ということで、15年度の方に額が確定したということで歳入をさせていただいたものでございます。

続きまして、歳出の償還金でございますが、平成14年度の国・県からの交付金をいただいておりますので、14年度の精算をしたところ、国・県へそれぞれ穂積町につきましては3,048万6,000円、巢南の分につきましては57万4,000円返還をするということで、今回、償還金ということで3,106万円を計上させていただきました。繰出金でございますが、老人保健の特別会計へそれぞれ一般会計から繰出金をいただいておりますので、14年度の精算金ということで、一般会計へそれぞれ、旧穂積町につきましては6,537万7,000円、旧巢南町分ということで2,361万5,000円、合わせまして8,899万2,000円を一般会計へ返すということで、繰出金で計上させていただいたというものでございますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 小寺君。

8番（小寺 徹君） 一般会計から老人保健へ繰り入れているというのは、国の制度上基準に合わせて繰り入れをしておるわけですね。それから国民健康保険も拠出金ということで老人保健のところで拠出をしておって、それで事業をやっておるわけですね。そういう中で、合併によって両事業がけりをつけて新しく発足するというときの余剰金なわけですね。そういう点では、国保の方へ余剰金を基金へ繰り入れるのは、私はこの事業の中での性格上いいんじゃないかなという気がしておるんですが、そういうことはまずくて、一般会計から出しておるもので、そういうことを入れるということでもいいのかどうか、どうでしょう。

議長（吉本幸一君） 市民部長 松尾君。

市民部長（松尾治幸君） ただいまの小寺議員さんの関係ですが、国保から直接老人保健の特別会計へは入っておりません。国保から支払基金へ拠出をしておりますので、支払基金から老人保健の方へ受け入れておるということで、ワンクッションありますので、直接国民健康保険の特別会計へ返すということにつきましては、手続上どうかということを思っております。

議長（吉本幸一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第33号について（質疑）

議長（吉本幸一君） 日程第11、議案第33号市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第23号から議案第33号までについて（委員会付託）

議長（吉本幸一君） 議案第23号から議案第33号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

散会の宣告

議長（吉本幸一君） 本日はこれで散会といたします。

大変御苦労さんでした。

散会 午前10時52分

